

報道資料

令和 8 年（2026 年） 7 月 28 日

熊本市災害対策本部

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について

令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、救助実施市である熊本市は下記のとおり災害救助法の適用を決定しましたので、お知らせします。

記

対象区域	災害救助法 適用年月日	被害の状況等	備考
熊本市	令和 8 年 7 月 28 日	令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

【問い合わせ先】

熊本市災害対策本部

電話 096-328-2222